

ID: 415

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	長門市営湯本温泉条例 第5条第3項		
例規番号	平成17年条例第193号		
<p>【根拠条文】 (督促)</p> <p>第5条 市長は、配湯料金を納期限までに納入しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 前項の督促状に指定する期限は、督促状を発送する日から起算して10日を経過する日としなければならない。</p> <p>3 前2項の規定により督促したときは、郵送料、印刷代その他の実費相当額を徴収する。</p> <p>4 前項の実費は、督促状1通につき100円とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日